

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

本格的な少子高齢化や核家族化などの進行に伴い、社会環境が大きく変化したことを背景として、市民の福祉ニーズが多様化する中、多くの人が地域や自宅で社会福祉のサービスを受けたいと考えるようになり、在宅での福祉があるべき姿として認識され、在宅福祉サービスの推進が図られることとなりました。

このようななか、従来の福祉の考え方を大きく転換する必要が生じ、平成12年（2000年）に社会福祉法に新たに規定されたものであり、行政による措置ではなく、本人の意思による契約に基づく福祉サービスの提供が社会福祉の基本として据えられるとともに、地域福祉の考え方が福祉施策の中心に取り入れられました。

こうして、「住み慣れた地域でだれもがその人らしく安心して充実した生活を送れるような地域社会」を基盤とした地域福祉の充実を図るため、市町村では地域福祉計画を策定することとされ、社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づく活動と連携し、計画的に地域福祉を推進する施策を展開していくことが求められています。

#### 地域福祉とは

「地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策と、それに基づく実践をいう。地域福祉の概念は、捉え方や立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。」

（中央法規出版「社会福祉用語辞典」より）

## 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

### ○策定の趣旨

施設から地域へという福祉サービスの大きな流れのなかで、すべての市民が住み慣れた地域で共に暮らしていくために必要な社会的支援の仕組みを、地域の実情に応じて整えていくことが強く求められています。

また、厳しい財政状況のなか、市民の複雑多様化する福祉ニーズに対応するため、これまで以上に効率的で効果的な福祉サービスの提供が求められており、これからは行政だけではなく、NPO法人や福祉事業者をはじめとする市民も、サービス提供の当事者として取り込んだ施策の推進が不可欠になっています。

このため、計画段階から市民の参画を得て、市民の意見や地域の実情を十分に反映し、地域における今後の福祉サービスのあり方や、市民と行政との役割分担などを明確にした新たな福祉施策の推進計画を策定する必要があります。

このようなことから、本市においても、総合計画や保健・福祉分野の個別計画との整合を図り、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもが社会参加でき、その人らしい生活が送れるよう、お互いに助け合い支え合う地域づくりを目指し、平成19年3月に「伊万里市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の充実に取り組んできました。

平成23年度に見直しを行いました。今回、より一層の地域福祉充実のための指針として、内容の充実を図るために、第3次伊万里市地域福祉計画を策定するものです。

また、伊万里市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、伊万里市が策定する「地域福祉計画」と連動し、複雑化・増大化する生活課題や福祉ニーズに対応し、地域住民が安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指すものであり、地域福祉計画の見直しに合わせて、これまでの取り組み内容の見直しを行い策定するものです。

## ○法律上の位置づけ

社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画として明記されています。

### 社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

この法第107条においては、地域福祉計画の策定は義務とされていないものの、第6条に次の規定があり、事実上、義務とされているものと考えられています。

### 社会福祉法第6条（福祉サービスの提供体制確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

※なお、社会福祉法では、福祉サービスおよび地域福祉について次のとおり規定されています。

社会福祉法第3条(福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

社会福祉法第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



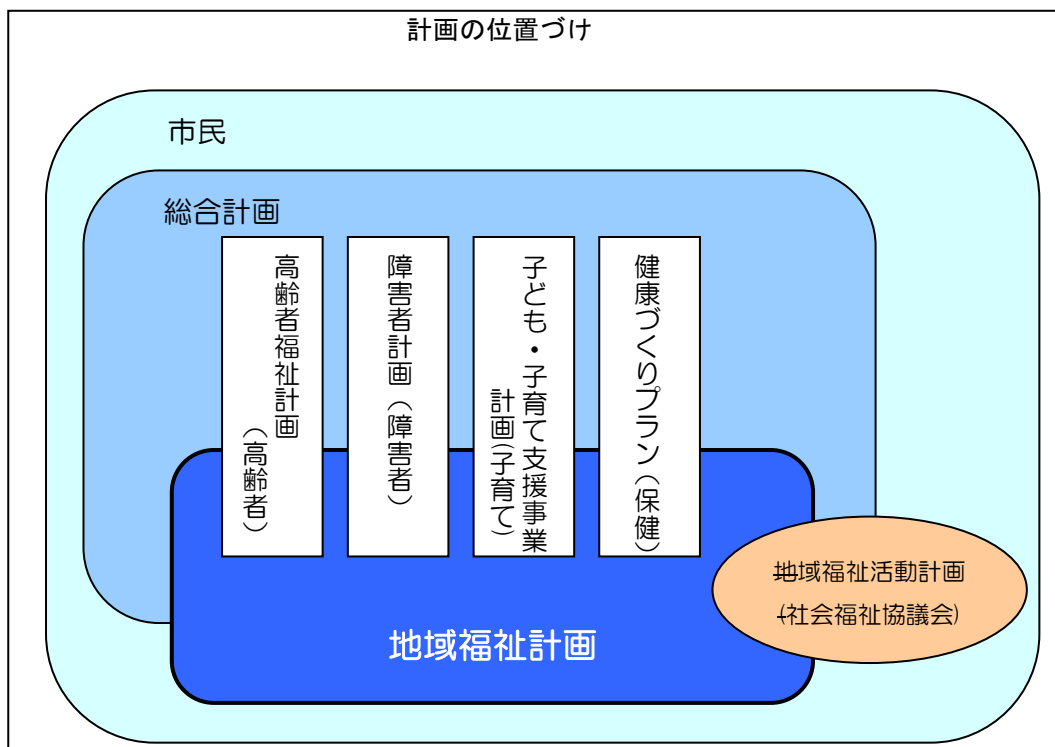
### 3. 計画の位置づけ

伊万里市が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

また、本計画は、「伊万里市総合計画」を上位計画とし、本市における保健・福祉分野の個別計画である「伊万里市高齢者福祉計画」「伊万里市障害者計画」「伊万里市次世代育成支援行動計画」「伊万里市健康づくりプラン」に共通する地域福祉の理念を相互につなぐ役割を果たすものです。

なお、地域におけるサービスの必要量など各個別計画と重なる部分については、計画の全部または一部をもって、地域福祉計画の一部とみなすものとします。

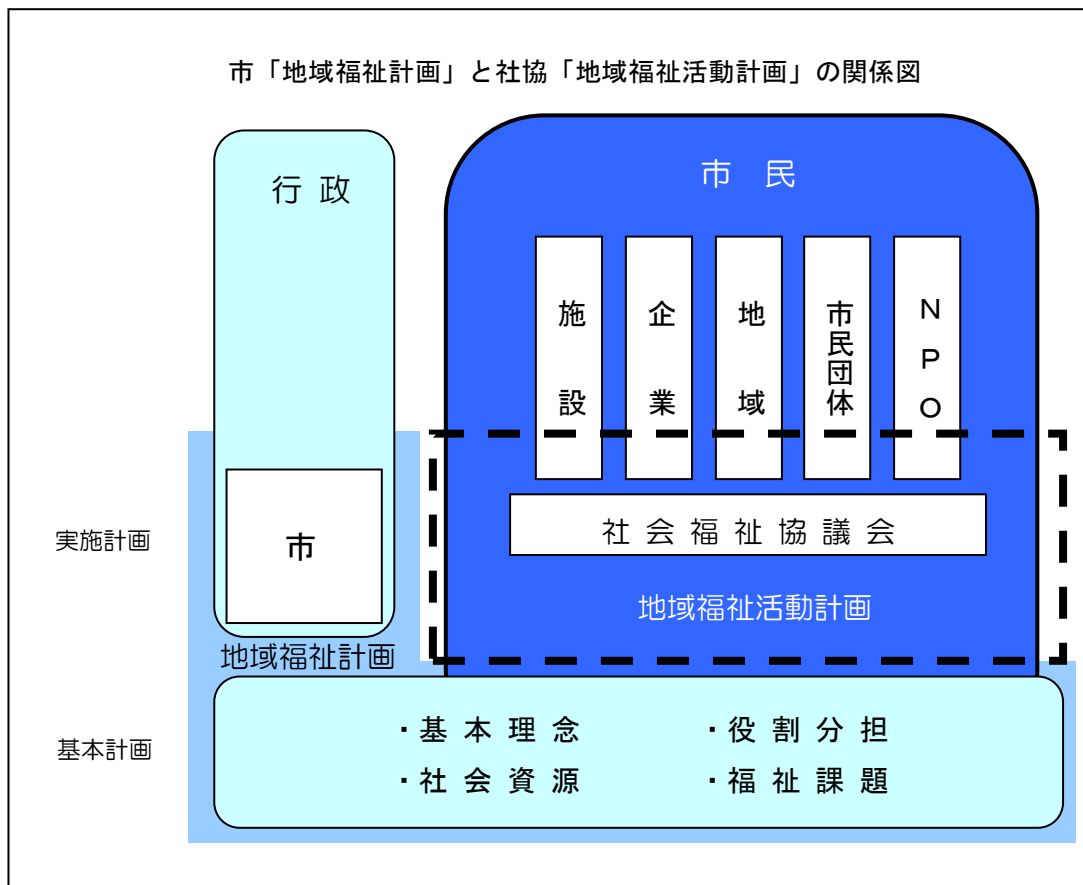
一方、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、社会福祉法に明文の定めはありませんが、同法第4条に規定する「地域福祉の推進」の趣旨を受け、これを具体化するための活動計画と位置付けます。



#### 4. 計画の一体的な策定

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と理念や課題を共有し、相互に補完・補強しあう関係にあることから、両計画の推進にあたっては密接に連携を図っていく必要があります。

このため、本市においては、市と社会福祉協議会との共同により策定作業を進め、両計画を一体的に策定することとしました。



#### 5. 計画の期間

平成29年度から概ね5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

## 6. 計画の策定体制

### ○地域福祉計画の策定組織

地域福祉計画の策定にあたっては、広く市民の意見を計画に反映させるため、関係団体や市民団体の代表等による策定委員会を設置しました。また、併せて市職員による作業部会を庁内に設置し委員会の活動を支援しました。

策定委員会で、市民アンケート調査やこれまでの取り組み内容について、課題を整理し、作業部会で作成した計画素案に反映させ、パブリックコメントの手続きを経た後、委員会で修正、確認され、計画原案として市長に提案されます。



## ○地域福祉計画策定における市民意見の収集方法

計画の策定の基礎として、地域福祉に関する市民の意見を収集するため、市民アンケートを実施しました。

### ①市民アンケート

概 要 無作為に抽出した市民335名と策定委員会を構成する団体の会員等の市民665名をあわせた合計1,000名を対象にアンケートを行った。

期 間 平成28年10月～11月

回答者数 591名（回答率59.1%）